

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社モリコー

派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の公開

（法第23条第5項）

マージン率計算式

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	137名(2020年6月1日付け派遣労働者)
派遣先の数	45件(2019年度派遣先事業所数 実数)
マージン率	27.5%(2019年度マージン率の平均)
教育訓練に関する事項	安全衛生・資格取得の為の講習・危険予知など
派遣料金の平均額	14,366円(1日8時間換算)(2019年度労働者派遣に関する料金額の平均額)
派遣社員の賃金の平均額	10,411円(1日8時間換算)(2019年度派遣労働者の賃金額平均額)
その他参考事項	健康保険・厚生年金・雇用保険(労働条件によっては加入なしの場合あり)
労働者派遣法30条の4第1項の 労使協定締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020年4月1日～2021年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の 範囲	全ての派遣労働者

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの賃金となる。

その次が健康保険・厚生年金・雇用保険など各種社会保険料の会社負担費用となる。

派遣スタッフが取得する有給休暇についても雇用主負担となる。

その他会社運営費として研修、教育費用、営業担当者やコーディネーター等の人件費、オフィス賃貸料
募集広告費などの事業運営費用が発生する。

これらをすべて差し引いた残り約2%程度が会社営業利益となる。

対象期間2019年1月1日～2020年3月31日 2020年8月17日更新